

報告第12号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月4日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

専決第10号

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月27日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

- 1 和解契約書 別紙（示談書）のとおり（非公開）
- 2 損害賠償額 17,350円
- 3 和解の相手方 鹿屋市在住者
- 4 事故の状況

別紙示談書の日時場所において、市公用車が市道交差点を直進していたところ、相手方の自動車が左側から直進をするため、一時停止線を越えて交差点に進入し、市公用車の左側面に接触したもの

5 示談の内容

本件事故による損害賠償金として、相手方は市に対し、市側車両の損害額（209,000円）の9割（188,100円）から相手方車両の損害額（173,504円）の1割（17,350円）を相殺した金額（170,750円）を支払う。

（専決処分の理由）

議会の議決により指定された市長において専決処分することができる事項に本件が該当するので、専決処分するものである。